

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「平成19年度の保健所中央保健センター及び保健環境試験所並びに平成20年度の保健所生活衛生課及び保健環境試験所の出勤表」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

平成19年度の保健所中央保健センター及び保健環境試験所並びに平成20年度の保健所生活衛生課及び保健環境試験所の出勤表

2 本件対象公文書のうち不開示とした部分

職員が取得した休暇の種別等に関する情報

第3 異議申立ての内容

異議申立ての趣旨及び理由

- (1) 鹿児島市の条例の目的に反する。
- (2) 異議申立人は、公の場で開示された現物をもっている。
- (3) 現在行っている損害賠償の裁判の証拠となる文書なので開示して欲しい。
- (4) 私は平成21年に鹿児島市役所を退職した。再任用を希望したが不採用になったため理由を問い合わせると、再任用評定書によるとのことであった。市役所に評定書の開示を求めたところ黒塗りの評定書が開示された。異議申立てを行い、平成22年7月22日答申第108号により評定者2名、調整者1名の氏名が開示された。
- (5) 現在、損害賠償請求事件として最高裁判所で係争中である。上記答申で3名の氏名が開示され、評定者2名を証人尋問することができた。証人尋問の中で2人は共通して「休暇が多かった」と言っている。
- (6) 休暇の取得は、法令により保障された職員の権利であり、再任用の選考評定に有給を20日使っていたから評定書を悪く書いたという評定者の考え方はおかしいので、評定者2名、調整者1名の出勤簿を見たい。
- (7) 裁判所に証拠書類として提出された出勤表では、裁判に関係ない他の職員に関する部分まで一緒に提出されている。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を一部開示とした理由は、以下のとおりである。

出勤表には、職員の職名、氏名、出勤の状況（印影及び年休、出張等の記載）、休暇の状況、休暇の種別ごとの休暇取得日数が記載されている。

本市では、職員の職名、氏名等に関しては、特段の支障がない限り、公にされることが予定されている情報として開示の取扱いとしていることから、所属、職名、氏名、印影については開示とし、出勤及び出張に関する情報は公務遂行に関する情報であることから開示している。

しかしながら、職員の休暇の種別等に関する情報は、私事に関する情報であることから、特定の個人の私事に関する情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。

このことについては、最高裁判所の平成15年11月21日判決において同様の判断がなされている。

以上のことから、出勤表に記載された職員の休暇の種別等に関する情報については、不開示とすべきであり、よって今回の公文書の開示請求に対する一部開示決定は、妥当であると判断する。

なお、異議申立人が、異議申立ての趣旨及び理由で、「申立人は公の場で開示された現物をもっている。」と記載しているが、これは異議申立人が原告となり、本市を相手に提起した裁判において、本市が必要性を判断したうえで、証拠書類として裁判所に提出した「平成19年度及び20年度の保健環境試験所の出勤表」のことであり、このことと、公文書開示請求に対する決定との間には特段の関係性はない。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

本件対象公文書中の不開示部分に係る条例第7条第2号の該当性等について、審査会が審査した結果は、以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書及び不開示とした部分について

本件対象公文書は、異議申立人の再任用選考に当たり評定を行った3人の評定者等（市職員）に係る平成19年度及び平成20年度の出勤表であり、当該出勤表は、月毎に作成されたもので、①職名及び氏名、②月日毎の職員の出勤、欠勤及び休暇を証するための押印欄、③集計欄（「年休」、「病気休暇」、「特別休暇」、「介護休暇」、「組合休暇」、「遅刻・早退」及び「欠勤」ごとの各月の使用日時数等の集計欄）から構成されていることが認められる。

本件対象公文書のうち、実施機関が不開示とした部分は、上記②のうち休暇の種別等が記載されたもの及び上記③のうち「遅刻・早退」及び「欠勤」の使用日時数等の集計欄を除いたものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、不開示とした理由について、条例第7条第2号に該当すると主張していることから、まず、その該当性について検討する。

条例第7条第2号の規定によれば、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることとされている。ただし、当該個人が公務員である場合で、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該職務遂行の内容に係る部分は、開示することとされている。

一方で、公務員の職務遂行に関する情報のうち当該職員個人の私事に関する情報が含まれる場合は、当該情報は、職務遂行に関する情報から除かれ、不開示とすることが妥当である。

そこで、実施機関が不開示とした部分について検討すると、当該部分には、職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況が示されており、当該情報は、職員の健康や生活の方針、態度など個人の私生活の内容に関わるものであることから、職務遂行情報とは認められないものと解される。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、意見書及び意見聴取の中で、異議申立人が実施機関に対して提起した民事訴訟（以下「本件訴訟」という。）の過程において、証拠書類として実施機関から提出された不開示部分のない本件対象公文書を取得していることから、今回の開示請求に対しても、同様に開示されるべきである旨を主張している。

しかし、公文書の開示の決定の可否については、条例に基づき判断するものであり、訴訟の当事者として取得した公文書の情報と公文書の開示決定により得られる情報とが必ずしも一致しないことは、開示請求者が誰であるかにかかわらず開示内容が同一となる情報公開制度の特性からも明らかである。

なお、異議申立人の主張は、本件訴訟において提出された証拠書類の一部が本件対象公文書と同一であることから、民事訴訟法第91条第1項に基づいて当該訴訟記録の閲覧を裁判所に請求することができるので、本件対象公文書は、条例第7条第2号ただし書アに規定する「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する可能性を含んでいるため、この主張についても検討する。

訴訟記録の閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシー等が開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続により、直ちに一般に公表されることが許されているものと解することはできないこととされている。

民事訴訟法第91条第1項に「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されているものの、同条第2項で訴訟記録の閲覧の請求等につき請求することができない場合もあること、第92条で裁判所が申請内容又は訴訟内容によっては秘密保持のため閲覧等の制限を課することが認められていること等からして、訴訟記録は、法令等により何人に対しても等しく公開されるものとはいえず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないものと解される。したがって、本件訴訟において提出された証拠書類の一部が本件対象公文書と同一であったとしても、本件対象公文書は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

イ さらに、異議申立人は、本件訴訟における反論のため証拠として提出する必要があるとして、条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する旨を主張する。

しかし、この規定は、当該情報を不開示とすることによって、現に人の生命、健康、生活又は財産に侵害が発生しているか、又は将来において侵害される蓋然性が高く、さらに、当該情報を開示することでこれらの侵害が除去される蓋然性がある場合において、当該情報を不開示とすることにより害されるおそれのある人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と、これを開示することにより害されるおそれのあるプライバシー等の個人の利益の保護の必要性とを比較衡量して、前者が後者に優越する

と認められるときにおいてのみ適用されると解するのが相当である。

そこで、本件対象公文書の不開示部分である休暇の種別等に関する情報について検討すると、当該情報は、異議申立人の再任用評定を行った職員に係る情報であるにしても、そのことは異議申立人との間に関連性を有するに過ぎず、当該情報を開示するか否かによって、異議申立人以外の市民にとって生命、健康、生活又は財産の侵害が左右される性質の情報であるとは認められない。

これらのことから、本件対象公文書を本件訴訟における反論のため証拠として利用しようとする異議申立人の個別的事情は、条例第7条第2号ただし書イの規定の趣旨に該当するものではない。

また、異議申立人はその他にも開示を求める理由をいくつか主張しているが、いずれも条例第7条第2号ただし書の規定により開示すべき情報に該当すると認めるに足る理由には当たらないものと判断する。

以上のことから、審査会として本件対象公文書の内容並びに異議申立人及び実施機関の主張等を含めて検討したところ、不開示とした部分は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書の例外的開示事項のいずれにも該当しないものと判断する。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成24年 8月17日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 9月 3日	実施機関から一部開示決定の理由説明書を受理した。
平成24年 9月21日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年10月19日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成24年12月11日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取した。)
平成25年 2月 4日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。